

MyData Japan 2017 開催レポート

開催概要

パーソナルデータに関しては、従来の個人情報保護の観点に加えて、市民・消費者が自らのデータを集約し自らの意思で利活用することが重視され始めています。国際的には、EU 一般データ保護規則（GDPR）の適用が 2018 年に迫っており、日本国内においても、内閣官房や産業競争力懇談会などで「個人主導のデータ流通」の促進が検討されています。

「MyData Japan 2017」では、このような動きが社会や産業、政府や行政にいかなるインパクトをもたらすのか、どのような未来を拓くのか、そのために何をすべきか、などについて情報を共有し、議論を広げまた深めていきます。

日時

2017 年 5 月 19 日（金）10:30～18:00
（18:30～懇親会あり）

会場

秋葉原コンベンションホール

定員・参加費

400 名（先着順） 無料（※懇親会は有料）

主催

一般社団法人オープン・ナレッジ・ファウンデーション・ジャパン（OKJP）

共催

国際大学グローバル・コミュニケーション・センター（GLOCOM）

東京大学空間情報科学研究センター

東京大学ソーシャル ICT 研究センター

東京大学情報基盤センター

慶應義塾大学先端研究センター サイバーセキュリティ研究センター

後援

高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部、総務省、経済産業省、一般社団法人日本経済団体連合会、産業競争力懇談会（COCN）、理化学研究所 革新知能統合研究センター（AIP）

協賛

アセンブログ株式会社、株式会社アスクレップ、株式会社インテージ、株式会社エヌ・ティ・ティ・データ、セントスタッフ株式会社、一般社団法人電子情報技術産業協会（JEITA）、トッパン・フォームズ株式会社、日本電気株式会社、株式会社博報堂、富士通株式会社、株式会社 LIFULL、株式会社リクルートホールディングス



■■ インTRODクシヨンセシヨン：マイデータのビジヨンと昨今の情勢 ■■

開会挨拶

庄司昌彦（国際大学 GLOCOM 主任研究員・准教授／Open Knowledge Japan 代表理事）

庄司氏は本イベントの趣旨と MyData に関するオープンな議論への期待を述べた。「パーソナルデータに関しては、従来の個人情報保護の観点に加えて、市民・消費者が自らのデータを集約・コントロールし、自らの意思で利活用することが重視され始めている」（庄司氏）。



国際的に見ると、2016年にはパーソナルデータの保護と活用について議論する「MyData 2016」が Open Knowledge Finland の主催により、ヘルシンキで開催された。また、EUではEU一般データ保護規則（General Data Protection Rule、以下 GDPR と略す）の適用が2018年に見込まれている。日本国内でも内閣官房や産業競争力懇談会などで「個人主導のデータ流通」の促進が検討されているという。

一方、庄司氏が代表理事を務める Open Knowledge Japan (OKJP) では、オープンデータに関する政策提言・支援、ユーザー/エンジニアコミュニティの育成、IODD (International Open Data Day) の企画運営などを手がけており、今回のパーソナルデータの議論においても一部に閉じることなくオープンな議論を希望すると述べた。「キーワードは Open Mind と Open Knowledge だと考えている。マイデータが社会や産業、政府や行政にいかなるインパクトをもたらすのか、どのような未来を拓くのか、そのために何をすべきかについて情報を共有し、積極的に自ら議論に参加してほしい」と来場者に呼びかけた。

Opening Keynote 個人主導によるパーソナル情報の流通が拓く世界

柴崎亮介（東京大学空間情報科学研究センター教授）

昨今、ヘルスケアや自動車保険などの分野で、顧客が自分の情報を自らの意思で事業者提供することにより、顧客のニーズにより的確にマッチした、あるいは、より割安な商品・サービスが提供されるという新たな事業モデルが現れている。「一社単独のデータだけでなく、複数の事業者の店舗をまたがる購買履歴データをつないで分析すると、購買行動の特性や全体像がより鮮明に見える。ライフログや健康診断、DNAの情報などを横断した分析結果を知ることによって生活習慣を見直すきっかけになる。このように複数のデータリソースを適切に関連付けたディープデータが新たな気づきをもたらす」（柴崎氏）。



このようなパーソナル情報は、社会の重要な資産であると柴崎氏は述べる。「あくまでデータ主体のイニシアティブのもとにデータを集める、ということが重要だ。そのうえでデータ主体に直接的に便益が還元されるだけでなく、自らの意思で社会全体の便益のために役立つ道を拓きたい。パーソナルデータは、データ主体が自分の意思で預ける分には現行の法制度上でも活用において特に支障はない」と柴崎氏。Uber や Airbnb のようなビジネスも個人が主体的にサービス提供者になることで急速に伸びてきたことを引き合いに、「顧客から預ったデータを本人の指図のもとで運用する銀行や、取引する市場が現実的に出てくるのではないかと展望した。ただ、EU 域内で 2018 年に適用されるデータポータビリティの権利（GDPR 第 20 条）を例に挙げてデータの悪用やトラブルを未然に防ぐ、また争議を解決するためのルール整備が国内で求められると指摘した。「自分の情報を自分のために、社会や産業のために使えるパスを整備していくことで、社会の仕組みはよい方向に変えられると確信している」と未来図を示した。

MyData をめぐる状況 —MyData 2016 の報告—

中川裕志（東京大学情報基盤センター教授／理化学研究所 革新知能統合研究センター（AIP）グループリーダー）

中川氏は、「プライバシー（＝人権）の保護と、産業・ビジネスの育成をいかに両立していくか。これは国際的な課題だ」と現在の状況を説明した。

米国の IT 企業（Google、Amazon、Facebook、Apple）を中心としてパーソナルデータを収集してユーザーを囲い込み、利益を上げる産業が伸びている。一方、EU では行き過ぎた動きに歯止めをかけるべく、EU 全域で統一したプライバシー保護の法律である GDPR が 2016 年 4 月に欧州議会で採択され、2018 年 5 月の適用を控える。GDPR 第 20 条では、個人データを一業者が囲い込むことを許さず、データ主体個人の意志で個人に還元できるデータポータビリティを保障している。



「匿名化手法は基本的に存在しないというのが EU の立場だ。個人データの流通については（1）事業者の説明責任と（2）データ主体の同意が前提とされている」（中川氏）。ただし、規制を引き締め過ぎると EU の産業が育たないジレンマに陥る。中川氏は GDPR 第 22 条にある、事業者が推定処理（プロファイル）をした情報については、データ主体への判断に服さずにより権利にも触れた。「しかし間違ったプロファイル情報が流通してしまう懸念もある。むしろ、個人が同意して提出したデータのほうが正確で情報として価値があるだろう」（中川氏）。なお、米国には現時点で GDPR に相当するものはなく、プライバシー保護は州法が主体だ。連邦法での規定はなく、FTC（Federal Trade Commission）や商務省が個別に管轄している。

「ヘルシンキで開催された MyData 2016 で出された調査結果によれば、EU のユーザーの大半がパーソナルデータの商業利用などに寛容な態度を示す。『データ処理事業者が信頼できるかどうか』という客観的なトラストの評価は現時点では困難であるとはいえ、医療や環境・エネルギー分野など多くの領域で、データ提供主体がベネフィットを享受する事例も出てきた。パーソナルデータを安全に扱うための技術も進展する。問題山積だが、その解決を含めて私はビジネスチャンスと捉えたいと思う」と中川氏は見解を示した。

官民データの活用に係る政府の取組について

山路栄作（内閣官房 情報通信技術（IT）総合戦略室 内閣参事官）

官民データ活用推進基本法における「官民データ」とは、国や地方公共団体、独立行政法人、その他の事業者により、その事務・事業の遂行にあたり、管理・利用・提供される電子データを指す。個人が管理する機器（スマートフォンやパソコン）にのみ保存された電子データは原則的に対象外だ。一方、同基本法の第12条で、「官民データの円滑な流通を促進するため、データ流通における個人の関与の仕組みの構築等」が示されている。

これらの位置づけについて山路氏は次のように説明した。「データ流通の便益を個人および社会全体に還元するために、（1）個人情報を含むデータ（パーソナルデータ）、（2）匿名加工されたデータ、（3）個人に関わらないデータ（IoT 機器からのセンシングデータ等）の3つの流通・活用を全体として活性化することを検討している。仕組みとしては個人情報保護法における本人同意に基づく第三者提供との整合性を図りながら、PDS（Personal Data Store）、情報銀行、データ取引市場などが有効ではないかと考えている」（山路氏）。

しかし「国民・消費者の視点では便益（メリット）が実感できない恐れがあることに対する不満や不公平感」が指摘されるという。それに対して政府のワーキンググループでは、主に6つのユースケースを検討している。山路氏は講演で観光分野と、医療・介護・ヘルスケア分野におけるユースケースを紹介した。

併せて、PDS や情報銀行、データ取引市場の事業を営む事業者が取り組むことが望ましい事項として「セキュリティ」「データの標準化、互換性の確保、データに関する権限の扱い」「苦情・紛争処理手段」「トレーサビリティ、データポータビリティ、データ削除の確保」などを挙げた。「政府では、データの利用権限に関するガイドラインの策定や法整備、また、金融 ADR（金融分野における裁判外紛争解決制度）を参考にしたデータの活用に関する相談受け付け窓口の設置や苦情処理の仕組みを検討している」と山路氏は政府における今後の取り組みを説明した。

■■ 基調講演 ■■

「デジタル・ニッポン 2017」～Nippon, the Data Nation～

平井たくや（衆議院議員 自由民主党 IT 戦略特命委員会委員長）

平井氏は冒頭の挨拶で、「今回のようなデータ関連のセッションに多くの人が集まるというのは、社会全体のデータに関する意識が徐々に変わっていることの現れではないか」と述べた。

平井氏が中心となり、与野党の垣根を超えた超党派立法を目指し自民党、民進党、公明党などが参加して「官民データ活用推進基本法」が 2016 年 12 月に成立・施行された。



また、平井氏が委員長を務める自民党 IT 戦略特命委員会は政策提言「デジタル・ニッポン」をまとめた。これら背景には社会の前提条件の変化があるという。「高度成長とともに男女の平均寿命が大きく伸び、人生設計も変化した。デジタル・ニッポン構想はこれに伴う高齢化社会や人口減少社会への対応という側面がある」（平井氏）。

政府の「日本再興戦略」が目指す GDP600 兆円を生産年齢人口減少下で実現するには、IoT、AI、ビッグデータの活用により労働生産性を現状の米国比 6 割から 8 割程度まで上げることが目標と説明した。そして、労働生産性を表す分母を供給の効率化・集約により小さくし、分子を付加価値の向上で大きくするには、「データ立国ニッポン」（Nippon, the Data Nation）と総称する取り組みが必要だと強調した。そのポイントとして、さまざまなデータ（Data）を情報（Information）、知識（Knowledge）、知恵（Wisdom）へと昇華する「DIKW モデル」の重要性を指摘し、そのモデルを「イノベーションファースト」「働き方改革ファースト」「セキュリティファースト」「シチズンファースト」「シェアファースト」の 5 つの貢献領域に役立てるべきと述べた。

そこでカギとなる PDS（Personal Data Store）およびパーソナルデータの活用におけるデータ提供者のイニシアティブに関しては今後さらなる法整備の必要性に触れた。ただ、現行法の範囲内での取り組みもある。平井氏の出身地である高松市の丸亀町商店街振興組合で試験的に行っている「ボディバンク」の事例では、個人情報データをデータ化し分析することで、予防医学的アドバイスや体に良いレシピの提供、レストランの紹介などが行われているという。

ほかにも同市では、個人のレセプトデータを匿名化したのちに一つのサーバーに集約し、介護や治療などに用いる実証実験が行われていることを紹介した。救急搬送などが起きた場合には、マイナンバーカードでレセプトサマリーへの意思表示ができるような機能を持たせ、

救急隊員がそれを見て治療できるようにするという。「この試みがうまくいけば、今後全国に展開する予定だ」と平井氏は述べた。

平井氏は、マイナンバーカードの取り組みにも言及した。「世界的に見ても本人確認手段としてこのような仕組みを、国を挙げて導入する例は類例がない」（平井氏）と自負するものの、現状でカード保有は国民の1割程度にとどまっている。マイナンバーカードの使用方法がわからない高齢者への対策などで、IT 版民生委員の配置などを検討しているという。最終的には「IT を意識しない IT 社会」を実現したいと平井氏はビジョンを示した。

「引き続き、政府では行政手続きの簡略化や自治体における官民データ活用推進基本計画立案のアドバイスなどに力を入れたい。また、世の中の展開にできるだけ対応できるように速やかに立法を行っていく」と展望を述べた。

■事例：おもてなし、ヘルスケア■

「おもてなしクラウド：PDSの観光分野での利活用」

越塚 登（YRP ユビキタス ネットワーキング研究所 副所長／東京大学大学院情報学環教授・ユビキタス情報社会基盤研究センター長）

2020年をめぐりに訪日外国人の移動、観光、買い物などをスムーズに支援する仕組みを目指すIoTおもてなしクラウド事業が、総務省を含め官民連携で進められている。このプロジェクトの推進役の一人である越塚氏は「訪日外国人観光客へのおもてなしとして万人向けのサービスを当てはめても満足してもらえない。サービスの個人化

(Personalization)が重要になる」と指摘した。越塚氏がここで注目するのが、旅行者のパーソナルデータである。観光業では旅行者の個人情報が高い頻度で取り扱っており、関係事業者間での適正な流通が行われればサービスの質も高められる。だが、資金やノウハウが乏しい中小・零細企業の事業者が多く現状ではその情報は十分に活用されていない。「海外の旅行者の目から見ると、日本という土地勘のない国で個人情報を預けるのは不安感がある。自身で情報を完全制御できる個人に寄り添ったシステムが必要だ」と述べた。



そのシステムのイメージとして越塚氏が示すのが「おもてなしプラットフォーム」だ。観光客から委託されたユーザー属性情報をサービスベンダー（提供者）側に仲介するという役目を果たす。「ただ、どの個人情報をサービスベンダーに提供するかを決める権利を有するのはあくまで観光客自身だ。観光客の行動支援が最優先であり、蓄積された個人情報を分析するといった二次利用は考えていない。したがって流通するデータを暗号化することができ、情報漏洩のリスクも低減できる」（越塚氏）。平成29年度以降に実証地域（千葉・幕張地区、渋谷地区、港区地区）での実証が本格化する見通しだ。

「おもてなしプラットフォームにおけるPDSに対し、観光客から包括性のある同意をいかに取るか。法整備と併せて、安心感のあるUI（ユーザーインターフェース）設計といった技術も重要になる。本プロジェクトではさらに議論を深めたい」と越塚氏は述べた。

「IoT活用おもてなし実証事業「おもてなしプラットフォーム」の取り組み」

森 健広（大日本印刷株式会社 ABセンターコミュニケーション開発本部 VRM ビジネス企画開発部サービス企画グループ リーダー）

経済産業省では、2020年の社会実装を目指す「おもてなしプラットフォーム」実証事業（「IoT活用おもてなし実証事業」）を通じて、ユーザーの利便性を向上させる新しいサービスの創出を目指している。本実証事業に参画している大日本印刷株式会社（以下、DNP）の森氏は講演で、「おもてなしプラットフォームは、一社単独では実現できない。観光サー

ビスに関わる多様な事業者が参加できる業界横断的なデータ流通の基盤（プラットフォーム）を考えている」と指摘した。

DNPは、独自にVRM（Vendor Relationship Management）事業に取り組むなかで獲得した知見をこのプロジェクトに積極的に生かしているという。

その一例が、共通IDにより紐づけられた訪日外国人の属性（性別、年齢、国籍）や行動履歴などの情報集約機能である。旅行者の生活様式や興味関心に加えて、旅程計画段階におけるチケット予約やホテル予約、旅行先でのさまざまな観光体験、SNSを用いた共有・拡散などにもなって登録・更新される多様な情報を一元的にプラットフォームに集約してサービス事業者間で受け渡しすることを目指す。実現できれば、旅行者も同じ情報を入力する手間を省けたうえで、より自分にマッチしたサービスを享受できる。

「登録・更新した属性情報は、共通IDに紐づき同期可能にする方針だ。特に、マスターデータベースで用いるデータ項目で用いる用語は、IMI（共通語彙基盤）をベースに標準化することでプラットフォーム上でのサービス事業者間の円滑な情報連携を試みている」と森氏。講演では、関東・関西・九州の3地域で行われている本プラットフォームの実証実験の概要も紹介した。「個人情報を取り扱う際の利用規約や法制度の整備についても今回の実証実験を通じて意見をまとめ、2020年に向けて日本全体で使えるプラットフォームにしたい」と森氏は展望を示した。

「臨床および臨床研究のための分散PDSの応用」

橋田浩一（東京大学大学院情報理工学系研究科 教授／理化学研究所 革新知能統合研究センター（AIP）分散型ビッグデータチーム リーダ）

橋田氏は講演で、「臨床（診察・医療）やヘルスケアにおいて価値の高いサービスを提供するには、サービス提供に不可欠なパーソナルデータが容易に取得できる必要がある」と述べた。「サービスを受ける一人ひとりがデータ提供者としての意識を持ち、サービス提供のうえで活用しやすい構造化されたデータを主体的に生成することが重要だ。さらに生成された構造化データが関係者間を適切に循環するような社会を構築する発想の転換が求められる」（橋田氏）



橋田氏はすでに、パーソナルデータの共有に必要な技術として PLR (Personal Life Repository) に着目し、実証を進めているという。PLR は、利用者 (本人および代理人)、ソフトウェア提供者、ストレージ提供者の 3 者で構成され、仲介者を置かない P2P 方式の分散型データ共有を可能にするアプローチだ。

「これまでの仲介者を置く集中管理型のデータ共有は集中 DB や ID 連携の管理コスト、権限の集中とセキュリティ上の課題が指摘されていた。分散型 PDS によるパーソナルデータの流通が実現すれば、データ主体へのサービス提供という 1 次利用に加えて、臨床研究など多用途での 2 次利用 (検索、分析) が経済的かつ安全に行える」 (橋田氏)

PLR の実運用についての取り組みも報告された。現在、山梨県と鳥取県で 2 人の高齢者の協力のもと、PLR を用いて介護記録のデータを本人 (および家族) が関係者 (介護施設や医療機関) と共有するプロジェクトが進行中だ。また、AMED の H28 年度 PHR 利活用研究事業の一環で医療機関等の事業者から取得したデータを用いて保健師等の業務の電子化や情報共有を行う母子保健のプロジェクト、全国各地の地域医療連携システム等と PLR を連携するプロジェクトなどが進められているという。

「医療分野に限らず、インドでも PDS を活用する取り組みが始動している。10 年後、これらの国が欧米や日本を生産性で上回る可能性もある」と述べ、日本における PDS の推進は待ったなしと指摘した。

「医療情報の第三者提供における本人同意の管理」

玉木 悠 (徳島大学病院 病院情報センター 特任助教)

医療機関では業務プロセスの多くにおいて個人情報利用の同意が必要になる。「臨床および臨床研究でパーソナルデータを円滑に活用するには、本人同意における課題、特に書面主体となっている状況を克服する必要がある」と玉木氏は講演で指摘した。



同意の仕方には、掲示・配布された文書を読み、個人情報利用を認めない場合に申し出る (Opt-out) と、文書や口頭での個別説明を実施して文書に署名をもらう (Opt-In) ケースに大別される。

「徳島県では 3 つの糖尿病地域連携クラウドを連携したネットワークを構築しているが、診療情報を共有する EHR・PHR の運用の同意を患者に求める文書が 2,000 字詰め A4 用紙で 6 ページに達する。システムの連携先が増えると同意先も増えるが、紙媒体では説明と同意の管理が非効率だ」 (玉木氏)。説明内容に対して患者がどれだけ理解、納得しているかの確認も書面中心のやり方では曖昧さが残る。「患者も医師と医療機関への信用で『まあいいだろう』と同意していることも多い。医師も理解度を推測するしかない。専門ではない患者

にとって大事なものは、個々の説明を理解してもらい、というよりも患者自身が提供する情報が、何のためにどこで使われているか、を知らせることが大切だ」と玉木氏。そのうえで、臓器提供や骨髄バンクのように情報の提供に対する本人の意思表示を適切に行える環境づくりが重要と指摘した。

また、個別説明を受けたり意思表示を行ったりする仕組みも書面ベースではなく、PLR (Personal Life Repository) をプラットフォームとするスマホアプリなどを利用するのが望ましいと提案した。「アプリであれば患者別に内容をカスタマイズし、画面タッチでチェックできるような簡便な方法が可能になる。同意や本人意思に基づく内容の追加・編集も紙に比べて楽になるだろう」（玉木氏）。玉木氏が参画する徳島県のプロジェクトでは病院、診療所、在宅・介護施設など100施設以上、県民人口の2.5%（約18,900人）が同意患者として参加する一気通貫の医療情報連携を目指している。「取り組みを通じて、参加者一人ひとりが自身の情報を健康増進のみならず、社会のため、臨床研究のために出している、という風に捉え直すきっかけになれば」と玉木氏は期待を寄せた。

■■ 展望と課題 ■■

Digital Identity and use of Individuals Data in Estonia

ラウル・アリキヴィ（Planetway Corporation 取締役／日本・エストニア/EU デジタルソサエティ推進協議会 理事）

個人主導型のデータ流通の展望と課題について、ラウル氏は母国エストニアの事例を紹介した。エストニアは電子政府が進んでおり、結婚・離婚・家の売買以外のたいていの業務はオンライン上で完結することができる。そのためインターネットに接続できることは人権とは言わないまでも「social right（社会的な権利）」である。紙ベースの書類にサインするのではなくデジタルサインを採用することにより大幅に時間とコストが削減できたことにより、GDP で2%もの差が出てきているという。政府は個人から情報を提供されるとデータベース上に保存し、政府内でその情報を共有するため、個人は二度と同じ情報を提供する必要がない。ログを確認することで自分の情報を誰がどういった理由でチェックしたかがわかるようになっており、自分のデータを自分で管理することができるようになっている。



エストニアは電子政府に年間 60 億円予算をかけているが、イギリスやフィンランドに比べるとだいぶ少ない。電子政府で使用されている情報は分散型データベースにつながって安全に管理されており、X-ROAD と呼ばれている。「内容についてはブロックチェーンで管理しているので改ざんされることはない。国民はこの仕組みを理解しているので安心して使うことができる」（ラウル氏）。エストニアの ID 情報は、秘密にする必要はなく、国民が作ることを強制にしたことで活用が進んでいると指摘した。この一連の仕組みは 2000 年ごろから時間をかけて作ってきたものであり、日本でも時間をかければ良い方へ変わっていくだろうと期待感を示した。

最後に福岡で現在行われている X-ROAD を使った実証実験が紹介された。この実証実験では、保険業務において、保険会社、顧客、医療関係者の情報のやり取りについてブロックチェーン技術を用いてより効率的に行うのが趣旨となっている。

自分たちでつくる地域社会とパーソナルデータ・オープンデータ

庄司昌彦（国際大学 GLOCOM 主任研究員・准教授／Open Knowledge Japan 代表理事）

庄司氏は講演で、オープンデータとマイデータの定義を比較した。「オープンデータは共有財であり、すべての人にとって自由に使用・編集・共有することができるものであるのに対し、マイデータは自分のみが自由に使用・編集・共有できるものである。オープンデータもマイデータも社会の資源であることには違いないが、マイデータはまずは自分自身の資源であるはずだ。また、データは掛け合わせることで価値を高めることができるが、クローズ

ドなデータだと多くの条件が課せられていて掛け合わせて使うことができない。したがって、マイデータは『自分にとってオープン』すなわち自分自身が自由に使えるものであるべきだ」と述べた。



話は現代社会の変化について進んだ。現在の社会は、ネットの普及などによって個人を力づける情報社会であり、その結果、個人のあり方についても変化が起きている。かつての日本は会社などの単一のコミュニティで全面的参加を求められたが、現在は各自が様々なコミュニティに属するようになり、「複属化」が進んできている。これは個人が1つではなく複数のペルソナを併せ持つということから「個人」よりも細かい「分人」という考え方でも表せる。

また、地域社会では急激な人口減少と高齢化が進み、世帯人数が減り、一人暮らしが増加傾向にある。すでに核家族よりも単独世帯が多数派となっており、今後はより「個人を単位とした社会」になっていく。そうなるにつなかりが希薄化し「地域課題を自ら解決する能力が低下することが危惧される。そんな人口減少・縮小社会における地域でも、情報は枯渇しない資源である。パーソナルデータは国や社会全体にとって資源である前に『私』にとっての資源であり、『私たち』にとっての資源であるから、今後はこのパーソナルデータを『私』や『私たち』のメリットを生み出すところから使うべきで、そこにビジネスや社会課題解決のカギがある」と締めくくった。

共助と共創のためのプラットフォーム：地域系 PDS の展望と課題

石垣一司（株式会社富士通研究所 セキュリティ研究所 特任研究員）

石垣氏はPDS（Personal Data Store）についての基本認識を示した。PDSは技術起点の業界トレンドではなく、経済・社会両面での必要性から来ているコンセプトであると指摘した。「社会実装されるためには、技術面、社会面、経済面の課題解決が必要である」（石垣氏）。具体的には、技術面ではまだこれからの段階的な進歩が、そして経済面では事業者のメリットやデータが少ない段階でのビジネスモデルの検討が、社会面では市民の意識変革が必要だと述べた。



PDSには現在、様々な系統があるが、そのうち地域系は医療系データとの連携を前提とせずライフログや活動履歴を活用するものである。現在は様々な地域問題が山積しているが、自助や公助の枠組みではもはや限界であり、互助、共助の考え方が不可欠である。石垣氏は「これを解決するために、市民の活動データやライフログを蓄積し、安全に保管し、自らの意思によって信頼する組織により利活用する仕組みである『地域PDS』を作る必要がある」と述べた。これは、市民、行政や店舗、企業、IoT機器などのデータ提供事業者、行政・研

究機関・企業・NPOなどのデータ活用事業者をパーソナルデータでつなぐプラットフォームである。これにより、事業者には多様なサービスの実現やコストの削減、活動を行う市民には活動証明、そして長期にわたるライフログ蓄積で新産業の創造が期待される。石垣氏は「地域 PDS の情報開示の判断は自己判断を原則とする」と述べた。

実際に、住宅地を対象に新しい生活課題産業創出を狙う構想の具現化も検討している。「例えば、食事ライフログのデータを栄養士や地域スーパーに開示し、栄養指導や地域ポイント等のサービスを受けることが可能だ」と指摘し、マイデータを市民全体の生活や未来に活かすことに期待感をにじませた。

「パーソナルデータを活用したオンライン広告の展望」

寺田真治（株式会社オプト プロジェクト・マネージャ／慶應義塾大学 SFC 研究所 上席所員）

寺田氏は現在の広告業界はパーソナルデータなしには存在しえない存在であると前置きした。オンライン広告の国内の市場はすでに1兆円を超え、数年でテレビを追い抜く見込みである。「かつては店頭などで自ら判断していた個人が、インターネットの情報量が多くなりすぎた結果、自分で判断できなくなり SNS で商品の評判を調べて購入を決定するなど消費者の購買行動に変化が起きた」という。そのうえで、「消費者の要求と欲求への対応、および企業活動の最適化と効率化への対応の両方をエコシステムに組み込む必要がある」（寺田氏）と指摘する。



広告業界でのデータの使われ方について、寺田氏は、「DMP (Data Management Platform) について説明した。DMP はまず、広告主が広告を届けたいターゲットの属性を DMP に送る。ターゲットはメディア来訪者をクラスター化した中から抽出される。そしてあらかじめ広告主が指定した入札金額をもとにリアルタイムで入札が行われ、一番高い金額を提示した広告が配信されている。これらはすべて自動化されている。

米国では個人の同意を取得した上で、公的機関・金融機関・民間企業等からデータを統合して PDS としている。個人情報保護のために、透明性、本人関与、安全管理などに対する法規制、データ・トレーサビリティの確保、マルチステークホルダー・プロセスを行っている。日本では、行動ターゲティング広告のオプトアウトを一括で実施するための仕組みなどを開発し、透明性と利用者関与への対応を行っている。寺田氏は「パーソナルデータのプライバシーについては、あらゆる接触段階で情報が取得されるため、現行の取得規制ではなく、行動規範の明文化を行って行為規制すべき」と、プライバシーの概念の変革と法制度の再構築の必要性を述べた。また、そのためにトラスト・フレームワークの構築と、データ・トレーサビリティの確保を訴えた。

■ パネルディスカッション「AI、IoT時代におけるパーソナルデータ活用のあり方」 ■

パネリスト（左から）

- ・板倉陽一郎（弁護士・ひかり総合法律事務所／国立研究開発法人 理化学研究所 革新知能統合研究センター（AIP）客員主管研究員）
- ・市嶋洋平（株式会社日経 BP 日経ビッグデータ 副編集長）
- ・高原 勇（トヨタ自動車株式会社 未来開拓室担当部長／筑波大学 未来社会工学研究開発センター長、特命教授）
- ・瀧 俊雄（株式会社マネーフォワード 取締役 兼 Fintech 研究所長）
- ・津田大介（一般社団法人インターネットユーザー協会 代表理事）

モデレーター

- ・若目田光生（日本電気株式会社 ビジネスイノベーション統括ユニット 主席主幹 兼 データ流通戦略室長）



パネルディスカッションでは、パネリストのそれぞれの立場から MyData に関する法規制における論点、利用者の理解を得るうえでの事業者側の留意点などが示された。

弁護士である板倉氏は、消費者庁への出向などを経て、IoT 推進コンソーシアムデータ流通促進ワーキンググループなどを通じて国への提言を行っている。「パーソナルデータの使用を規則で縛りすぎると、ビジネスでの活用が難しくなる。規則は時間とともに陳腐化する側面があるため、アドホックに整備していき、行政側は様々な事例を判例法的に社会にフィードバックして制度をよりよく見直していくべきだ」と考える。また、PDS、情報銀行、データ取引市場などの事業者は、本人同意を取る場合には極力、データ主体に対して丁寧に、かつ分かりやすく伝えることでトラブルを避けられる。マンガを用いるなど伝え方を工夫すべきだ」と述べた。

「日経ビッグデータ」副編集長の市嶋氏はさまざまな取材事例をもとに、個人にメリットのあるデータ活用の事例をいくつか紹介した。「JR 東日本では、顧客データを企業の利益のためだけでなく、社会のために使いなさいという指針を出している。少額金融では借入に関する膨大なデータを分析することでデフォルト（債務不履行）リスクが減り、借り手も無

担保ローンの利用機会が増えた事例もある。ホンダと埼玉県では、自動車の急ブレーキデータと警察が管理する事故データを照合し、道路の改良などに生かしている」

トヨタ自動車でこれからのクルマと社会をテーマとした社会基盤づくりを研究する高原氏は、「走行中のクルマに関するさまざまなデータは遠隔から取得できる。自動運転の研究開発においてもデータを活用し、より低燃費での移動や運転支援に取り組んでいる。日本国内ではガソリンスタンドが少ない地域が増えてきた。燃料タンクの残量データを収集・分析して最適なスタンドの位置の決定に役立てられる。自動車を社会のセンサー、プローブデータとして、地域社会での多様な応用を検討している」と説明した。また「自動運転は進展の途上だが北米では『すでに自動運転が実現したらどんな社会像になっているか』と仮定し、そこから逆算して議論をしている。日本でもどのような社会にしたいのか、という将来の姿から考えるべきではないか」と述べた。

会計ソフトを提供するマネーフォワード取締役兼 Fintech 研究所長の瀧氏は「マネーフォワードは 500 万人のユーザーが利用する。仕訳の手間を軽減する入力支援機能は繰り返しの自己学習によってフィットする精度が高まるが、例えば『スターバックスでの支払いは交際費、朝食、カフェ、どの費目に当てはまるか』はそれぞれのユーザーの認識によって異なる。ユーザー個人が手入力したデータが最も説得力がある。ユーザーにも当社のサービスをきっかけにパーソナルデータやお金に関心を持ち、人生をよりよく前進させる選択肢を増やしてほしい」と述べた。また、「金融庁の方針のもとで銀行業界は API の公開やデータポータビリティが急速に進展するが、業界におけるデータの標準化、互換性の確保およびセキュリティにも企業としてさらに取り組みたい」と抱負を語った。

津田氏はこの日、インターネットユーザー協会（MIAU）代表理事の立場から意見を述べた。「パーソナルデータの議論は、利便性とプライバシーのバランスの取り方に収斂される。プライバシーは突き詰めると人権であり、監視社会と背中合わせだ。ユーザーの立場で、自身に関するどのようなデータがどこで使われ、どのような影響をもたらしているかを可視化することが大切で、これ以上データを提供したくないというユーザーの意思を尊重し、提供を断れる簡便な仕組みも求められる。利用者側のリテラシー教育も必要だ。Google Map のタイムラインという位置情報サービスの移動履歴機能を自覚せずに ON にしている人も少なくない。事業者によるだまし討ちのような仕方でのパーソナルデータの取得や利用規約の変更が相次げばユーザーの信用を失い、結果的にパーソナルデータの利用全体を委縮させることになる。一時的に投資はかさむかもしれないが、ユーザーが安心して提供できるようなことをやっていただきたい。業界の発展にもつながると考えている」と要望と期待を述べた。

若目田氏は、「社会全体をよくするためのパーソナルデータの活用については、データ主体たる利用者や生活者、そして事業者、国それぞれの考え方や思惑がある。開かれた議論が必要だ」と指摘し、これからのさらなる相互の対話と理解、連携に期待を寄せた。